

斜里町公共施設照明LED化事業（令和3年度実施分）仕様書

1 事業名

斜里町公共施設照明LED化事業（令和3年度実施分）

2 目的

本事業は、斜里町（以下「町」という。）が所有する複数の既存施設において、リース手法を用いて一括して高効率照明であるLED照明機器を導入することを目的とする。

3 事業期間（予定）

- (1) 設備導入工事期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (2) リース期間 契約施設毎の工事終了の翌月から10年間（120か月）

4 対象施設

対象施設は、別紙の施設とする。

5 リースで導入する設備等

導入する設備の仕様は、以下に記載の（1）から（3）のとおりとする。

(1) 照明設備

ア 構造等

- ① LED照明機器は日本工業規格 JIS8159-1 を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。
- ② 更新するLED照明機器については未使用のものとし、管球の更新もしくは、管球を含めた機器交換とする。ただし、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行うものとする。
- ③ LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。
- ④ LED化による照明機器からの雑音のほか、映像・音響機器への影響を与えない対策を施すこと。

イ 性能等

- ① 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明機器と同等を基本とする。
- ② 定格寿命は、40,000時間以上のものとする（初期照度より70%まで減衰で寿命とする）
- ③ 作動保証温度範囲は、5℃から35℃を満たす範囲とすること。

ウ その他

- ① LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

- ② 電源について分離型の場合は、電気用品安全法における PSE マークを取得していること。
- ③ 導入施設内で照明機器の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議の上対応を図ること。
- ④ LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入しているものとし、管球の交換は容易に対応できる汎用性があること。また、不具合の際に迅速に対応出来ること。
- ⑤ LED照明機器のメーカー保証期間は 10 年間とすること。

(2) 導入する施設の既存設備・図面等

町の閲覧場所に備える図面等を参考とすること。

閲覧場所：北海道斜里郡斜里町本町 1 2 番地 斜里町役場総務部環境課

(3) 設備導入工事

- ① 設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
- ② 設備導入工事は、令和 3 年度斜里町入札参加資格名簿に登録されている者で電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- ③ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成 31 年版）」による。

6 リース期間等

(1) リース期間

導入された設備は、施設毎に導入工事完了した月の翌月から 10 年間の賃貸借とする。

(2) リース料金

導入に係る設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む 120 回分割のリース契約を設定するものとする。

(3) リース期間満了後の取り扱い

導入された設備は、リース期間満了後に所有権が町に帰属することとする。

7 維持管理等

上記リース期間において、適正な維持管理を行い、導入機器の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明機器の供給をすることとする。

また、本事業維持管理の履行にあたり、業務の一部または相当部分に対し町内電気工事業者を活用するものとする。尚、町内電気工事業者名は町に報告するとともに、町内電気工事業者の使用は契約事業者の責任において行い、町内電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

8 その他

- (1) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。
- (2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
- (3) 本事業の履行にあたり町が提供した全ての情報は第三者に開示または漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項または内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。

(別紙)

斜里町公共施設照明LED化事業（令和3年度実施分）対象施設

No.	施設名	住所	構造 床面積
1	斜里町漁村センター	斜里町ウトロ香川1番地	鉄筋コンクリート 2階 1,324 m ²
2	斜里町総合庁舎	斜里町本町12番地	鉄筋コンクリート 地下1階 地上4階 3,945 m ²
3	斜里町総合保健福祉 センターぽると21	斜里町青葉町40番地2	鉄筋コンクリート 地上2階 1,398 m ²